

平成 22 年 4 月からの雇用保険料について

☆平成 22 年 4 月分からの雇用保険料について

雇用保険法の改正により、平成 22 年 4 月より雇用保険料率が引き上げられました。
平成 22 年 4 月 1 日からの雇用保険料率は次のとおりです。

厚生労働省の「平成 22 年度の雇用保険料率」のサイトです。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken11/index.html>

一般の事業 雇用保険料率 15.5/1000 従業員負担 6/1000 事業主負担 9.5/1000

農林水産・ 雇用保険料率 17.5/1000 従業員負担 7/1000 事業主負担 10.5/1000
清酒製造業

建設業 雇用保険料率 18.5/1000 従業員負担 7/1000 事業主負担 11.5/1000

☆システムの修正手順☆

お手数ですが、以下の手順で給与に適用する割合を変更して下さい。

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。
- 2 「雇用保険料率」タブに移動して保険料率を変更します。
- 3 「一般の事業」の雇用保険料率を「0.004000」から「0.006000」に、
「農林・水産・清酒業」の雇用保険料率を「0.005000」から「0.007000」に
「土木・建設業」の雇用保険料率を「0.005000」から「0.007000」に変更して下さい。

給与支払者のデータ		給与・賞与計算の設定		健康保険・厚生年金		雇用保険料率	
雇用保険 の区分	<input checked="" type="radio"/> 一般の事業所 <input type="radio"/> 農林・水産・清酒業 土木・建設業						
雇用保険料率（従業員負担分）							
一般の事業所					0.006000		
農林・水産・清酒業					0.007000		
土木・建設業					0.007000		
<input checked="" type="checkbox"/> 円未満端数を切り捨てて処理する。							
円未満端数を切り捨てて処理しない場合には、法律により 50銭以下で切り捨て、50銭1厘以上で切り上げ処理します。							

<ご注意>

給与明細書の「雇用保険料」ボタンをクリックしないと、雇用保険料の計算はされません。

改正前の「給与明細書」を再計算する場合に、「雇用保険料」ボタンを利用すると改正後の雇用保険料率で計算されますので注意してください。

平成 22 年 3 月 (4 月納付分)からの健康保険料と厚生年金保険料について

☆平成 22 年 3 月分 (4 月納付分) からの健康保険料について

全国健康保険協会 (協会けんぽ) の平成 22 年度の都道府県別の保険料率が改正されました。

都道府県別の保険料については、一般の被保険者は平成 22 年 4 月の保険料 (3 月分) 以降上がります。また、40 歳から 63 歳までの方 (介護保険第 2 号被保険者) に対する介護保険料についても、平成 22 年 4 月に納付いただく保険料 (3 月分) 以降、現在の 1.19%から 1.50%へ上がります。

都道府県毎の保険料率は、3 月分の保険料 (一般の被保険者については 4 月納付分) からとなります。

都道府県毎の保険料率は下記のサイトでご確認ください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8.0.131.586.html>

または

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8.0.120.584.html>

全国健康保険協会 (協会けんぽ) のサイトから、お住まいの都道府県ごとの健康保険の保険料率を確認してください。

この例では東京都の計算をしています。

お手数ですが全額から折半額の計算をお願いいたします。

健康保険料 介護保険なし 全額 9.32% 折半額 4.66%
 健康保険料 介護保険あり 全額 10.82% 折半額 5.41%

標準報酬			報酬月額		健康保険料			
					介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合	
					9.32%		10.82%	
等級	月額	日額			全額	折半額	全額	折半額
			円以上	円未満				
1	58,000	1,930	~	63,000	5,405.6	2,702.8	6,275.6	3,137.8
2	68,000	2,270	63,000	~ 73,000	6,337.6	3,168.8	7,357.6	3,678.8
3	78,000	2,600	73,000	~ 83,000	7,269.6	3,634.8	8,439.6	4,219.8
4	88,000	2,930	83,000	~ 93,000	8,201.6	4,100.8	9,521.6	4,760.8
5	98,000	3,270	93,000	~ 101,000	9,133.6	4,566.8	10,603.6	5,301.8
6	104,000	3,470	101,000	~ 107,000	9,692.8	4,846.4	11,252.8	5,626.4
7	110,000	3,670	107,000	~ 114,000	10,252.0	5,126.0	11,902.0	5,951.0
8	118,000	3,930	114,000	~ 122,000	10,997.6	5,498.8	12,767.6	6,383.8
9	126,000	4,200	122,000	~ 130,000	11,743.2	5,871.6	13,633.2	6,816.6
10	134,000	4,470	130,000	~ 138,000	12,488.8	6,244.4	14,498.8	7,249.4
11	142,000	4,730	138,000	~ 146,000	13,234.4	6,617.2	15,364.4	7,682.2
12	150,000	5,000	146,000	~ 155,000	13,980.0	6,990.0	16,230.0	8,115.0
13	160,000	5,330	155,000	~ 165,000	14,912.0	7,456.0	17,312.0	8,656.0
14	170,000	5,670	165,000	~ 175,000	15,844.0	7,922.0	18,394.0	9,197.0
15	180,000	6,000	175,000	~ 185,000	16,776.0	8,388.0	19,476.0	9,738.0
16	190,000	6,330	185,000	~ 195,000	17,708.0	8,854.0	20,558.0	10,279.0
17	200,000	6,670	195,000	~ 210,000	18,640.0	9,320.0	21,640.0	10,820.0
18	220,000	7,330	210,000	~ 230,000	20,504.0	10,252.0	23,804.0	11,902.0
19	240,000	8,000	230,000	~ 250,000	22,368.0	11,184.0	25,968.0	12,984.0
20	260,000	8,670	250,000	~ 270,000	24,232.0	12,116.0	28,132.0	14,066.0

☆平成 21 年 9 月分（10 月納付分）からの厚生年金保険料について

厚生年金保険の保険料率が、平成 21 年 9 月分（同年 10 月納付分）から、0.354%（坑内員・船員は 0.248%）引き上げられました。

「平成 21 年 9 月分(10 月納付分)からの厚生年金保険料の保険料額表」は下記のサイトでご確認ください。

<http://www.sia.go.jp/seido/iryo/iryo22.htm>

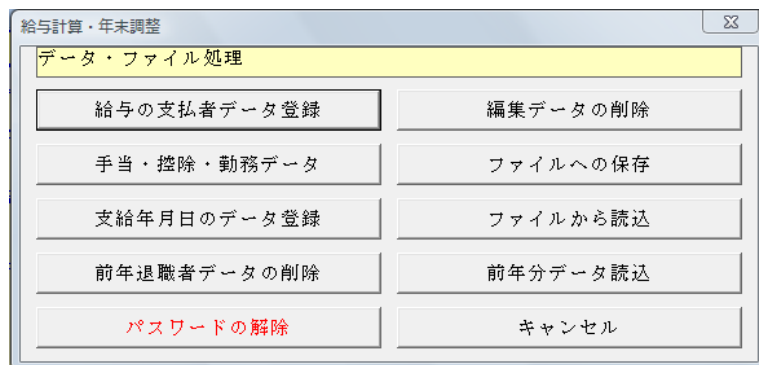
改定された厚生年金保険の保険料率は「平成 21 年 9 月分（同年 10 月納付分）から平成 22 年 8 月分（同年 9 月納付分）まで」の保険料を計算する際の基礎となります。
厚生年金保険料については全国一律の保険料率になります。

厚生年金保険料 一般 全額 15.704% 折半額 7.852%

システムの修正手順について

お手数ですが、以下の手順で給与に適用する割合を変更して下さい。

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。



- 2 「健康保険・厚生年金」タブに移動して保険料率を変更します。
- 3 「介護保険に該当しない」の保険料率の「0.040900」を「0.046600」に変更して下さい。
- 4 「介護保険に該当する」の保険料率の「0.046850」を「0.054100」に変更して下さい。
- 5 「厚生年金保険料率」の保険料率の「0.078520」は、そのまま「0.078520」です。

※ 東京都の変更例ですのでご注意ください。

給与支払者のデータ	給与・賞与計算の設定	健康保険・厚生年金	雇用保険料率
健康保険料率（従業員負担分）			
介護保険に該当しない	0.046600	健康保険料率は、都道府県ごとに違います。 協会けんぽのサイトの保険料率の2分の1を入力して下さい。	
介護保険に該当する	0.054100		
厚生年金保険料率	0.078520		
厚生年金基金の保険料率	0.000000		
<input checked="" type="checkbox"/> 円未満端数を切り捨て処理する。			
円未満端数を切り捨て処理しない場合には、法律により50銭以下で切り捨て、50銭1厘以上で切り上げ処理します。			

6 「編集」メニューから「従業員・社会保険」をクリックします。

7 「計算実行」ボタンをクリックしての個人負担分の保険料を変更します。

被保険者報酬月額算定基礎届	適用年月	9	健康保険と厚生年金の計算をします。	
金銭(通貨)の額	現物の額	合計	<input type="checkbox"/> 40歳から64歳までで介護保険適用有 <input type="checkbox"/> 年齢70歳以上で厚生年金が不要	
4月	394,000	0		394,000
5月	394,000	0		394,000
6月	394,000	0		394,000
総計		1,182,000		
平均額		394,000		
修正平均額		0		
遡及支払額		0	昇降給月 <input type="text" value="4"/>	
標準報酬月額	個人負担分			
従前の健康保険	380 千円	17,708		
従前の厚生年金	380	29,837		
決定後の健康保険	380 千円	17,708	決定額10月の健康保険と厚生年金保険より適用されます。9月から適用する場合は給与明細書に直接入力して下さい。	
決定後の厚生年金	380	29,837		

<ご注意>

標準報酬月額を入力していないと、健康保険料と厚生年金保険料の再計算はされません。

「計算実行」ボタンから役員と従業員の方の健康保険料と厚生年金保険料を変更した場合には、「全国健康保険協会（協会けんぽ）の被保険者の方の保険料額」平成22年3月分(4月納付分)と「平成21年9月分(10月納付分)からの厚生年金保険料の保険料額表」で確認して下さい。